

制限外積載許可申請書記載要領

【車両の種類】自動車種別を記載：例「普通貨物自動車」「中型貨物自動車」、「セミトレーラー」「フルトレーラー」

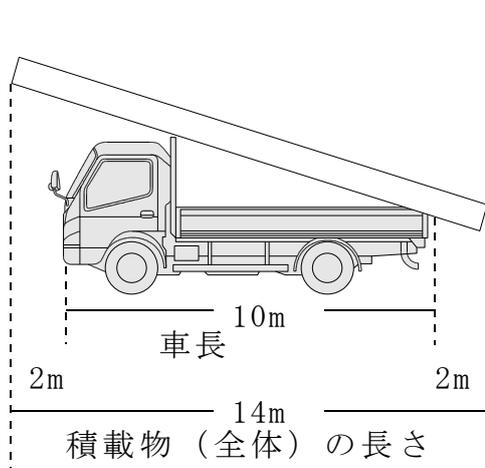
<p>制限外積載 <del>設備外積載</del> <del>荷台乗車</del></p> <p>警察署長 殿</p>	<p>許 可 申 請 書</p> <p>日付：実際に窓口申請する日 ○○年○○月○○日</p>				
<p>【車両関係】車検証記載のナンバー記載 車両の長さ、幅、高さ、最大積載量を 記載する。トレーラー等、被牽引車が ある場合は、それぞれのナンバーと、 連結時の大きさ「空車時」を記載する。</p>	<p>(申請者：住所・氏名を記入、会社の業務として 車両を運行する場合は、「法人・肩書」を併せて 記入・複数運転者の場合は一覧表を添付)</p>				
↓	↓ 免許関係：申請者（運転者）の免許種別、番号				
申請者の免許の種類	大型・けん引	免許証番号	900000000999		
車両の種類	大型貨物車	番号標に表示されている番号	宮崎11ん・〇〇		
車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量	
	8.0 m	2.5 m	3.5 m	9.800 kg	
運搬品名	鉄筋柱（11m）コンクリート柱、端桁鋼材など具体的に記入				
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重 量	
	〇〇 m	m	m	kg	
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右	
	〇〇 m	〇〇 m	m	m	
設備外積載の場所			荷台に乗せる人員		
↓ 許可の期間は（必要最小限）					
運転の期間	○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日まで				
運転経路 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">出発地、経由地、目的地 はできるだけ詳しく記載</span>	出発地	経由地	目的地		
	宮崎市〇町〇〇番地 〇〇産業(株)	高鍋町持田	延岡市旭〇丁目〇〇番地 〇〇 〇〇(株)		
	通行する道路		宮崎市道～国道10号～県道〇号～延岡市道		
第 号	↑ 運転経路が多数で申請書に記載できない場合は、「別紙のとおり」とおりとして運転経路図（表）を作成				
制 限 外 許 可 証					
条 件					
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。					
年 月 日 警 察 署 長 印					

- ※制限をこえる大きさ等の欄については、別添計算式参照
- ※設備外積載：設備外積載に荷物を載せる場合に必要（選挙カーのように、ルーフキャリアの上に設置するのではなく、外側に広告版を設置する場合も必要）
- ※荷台乗車：貨物車（トラック）などの荷台に人員を乗車させる際に必要ですが、危険防止の観点からやむえない理由があり、必要な措置が全て取られている場合以外は、原則許可の対象外

## 制限外積載（長さや方法、幅、高さ）に関する考え方

- 「制限をこえる大きさ又は重量」・・・主に積載物の長さや高さ
  - 「制限をこえる積載の方法」・・・主に前後左右への積載物のはみ出し
- 上記数値は必ずしもイコールとはなりません。

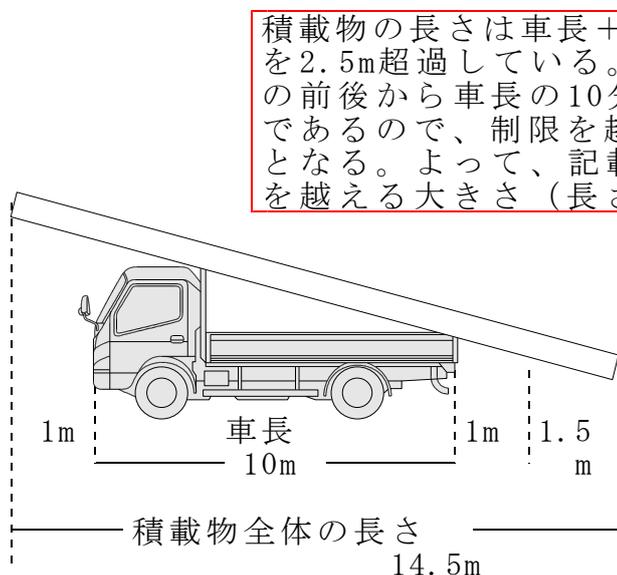
### 1 長さ



積載物の長さは、車長 + その10分の2 (12m) までは、許可不要であるから、制限を超えるのは2mである。積載の方法は、車体の前後から車長の10分の1までは、許可不要であるから、制限を超える積載の方法は、前後それぞれに1mである。

制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	2 m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	1 m	1 m	m	m

### 2 長さ及び方法

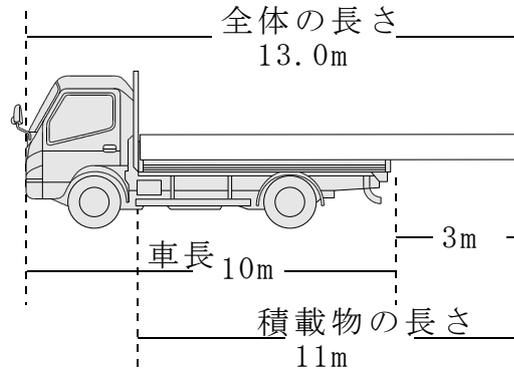


積載物の長さは車長 + その10分の2 (12m) を2.5m超過している。積載の方法は車体の前後から車長の10分の1まで許可不要であるので、制限を越えるのは後ろ1.5mとなる。よって、記載を要するのは制限を越える大きさ (長さ) の2.5mと、制限を越える積載の方法 (後) 1.5mです。

制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	2.5 m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	1.5 m	m	m

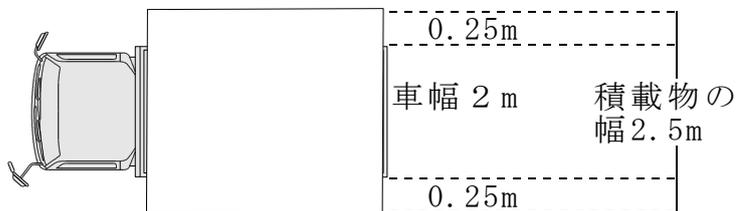
### 3 方法

積載物の長さは車長+その10分の2（12m）の範囲内であり、長さに対する許可は不要です。  
 積載の方法は車体の前後から車長の10分の1まで許可不要であるが、後ろに3.0m突き出しているため、後方への積載方法を2.0m超過している。よって、記載を要するのは制限を越える積載の方法（後）2.0mのみです。



制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	2.0 m	m	m

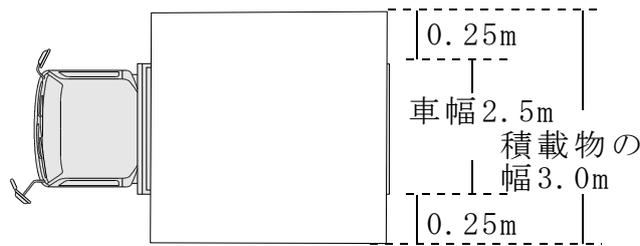
### 4 幅の①



積載物の幅は、車幅+その10分の2（2.4m）までは、許可不要であるから、制限を超えるのは0.1mである。  
 積載の方法は、車体の左右から車幅の10分の1までは、許可不要であるから、制限を超える積載の方法は、左右それぞれに0.05mである。

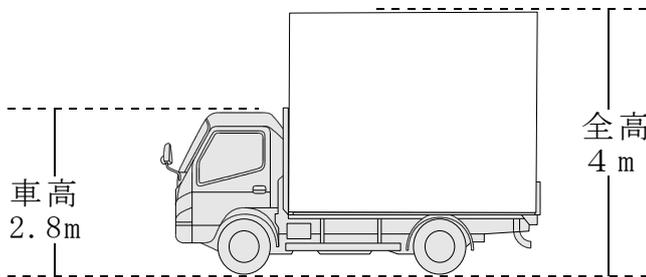
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	0.1 m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	0.05 m	0.05 m

5 幅の②



積載物の幅は、車幅＋その10分の2（3.0m）までは許可不要である。積載の方法は、車体の左右から車幅の10分の1までは、許可不要であるから、本件は許可不要である。なお、全幅が3mと車両制限令の一般的数値を超えることから、道路管理者の特殊車両通行許可は必要となります。

6 高さ



積載物の高さは3.8mからその自動車の積載する場所の高さを減じた高さまで認められることから、制限を越える0.2mについて記載が必要です。また、全高が4mと制限令の一般的数値を超えるため、道路管理者の特殊車両通行許可が必要です。

制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	m	0.2m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
	m	m	m	m

- ※ 空欄の斜線印についての署長公印は省略するものとし、各欄に記載された数字等に訂正がある場合については、申請者の記名の上から偽装防止のため署長公印を押印する。  
 なお、交番等で交付する際に訂正がある場合は、上記と同じく申請者の訂正印又は署名の上から署長公印の代わりに取扱者の印を押印する。（重なって見えにくい場合は、ずらして押印する。）
- ※ 申請については、申請者がするもので、代筆しない。
- ※ 申請は出発する警察署に申請することから、出発する警察署でない限り、受理することなく、出発する警察署を案内する。
  - 出発署でもないのに絶対に預からない。
  - 出発署でもないのに受理しない。
  - 特殊車両（P8参照）は交番、駐在所で受理しない。
 を徹底してください。

運転者一覧表（例）

番号	免許証の種類	免許番号	住所・氏名
1	大型 普通	9500000000	住所 宮崎市 ○○町○丁目○番地 氏名 ○○ ○○
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

※印不要